様式第３

誓　　　約　　　書

　　　　年　　月　　日

愛知県住宅供給公社理事長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴公社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　現在、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しておりません。

２　過去３年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第７号までの規定に該当したことはありません。

３　現在、次の(１)から(５)の法人等に該当しておりません。

(１)　法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等

(２)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(３)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(４)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(５)　法人等の役員等又は使用人が、前各項のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

４　落札した際には、売買物件を次に定める用に供しません。

また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転しません。若しくは第三者に貸しません。

(１)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(２)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業